

地方公務員法第58条の3の規定に基づき、下記のとおり、毎年4月1日付けの等級等ごとの職員数を公表します。

※参考 地方公務員法抜粋
 (等級等ごとの職員数の公表)
 第58条の3 任命権者は、第25条第4項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。
 2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8年4月1日現在）

行政職給料表（一）

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事の職務	46人	10.6%	主事補 主事 保健師 栄養士	15人 28人 3人	194人	44.9%	係員級	
2級	主任の職務	68人	15.7%	主任 保健師 栄養士 教諭	63人 5人				
3級	主査の職務	80人	18.5%	主査 主任保健師 主任教諭	72人 8人				
4級	副主幹の職務	105人	24.3%	副主幹 教育指導主事	104人 1人	105人	24.3%	係長級	
5級	課長補佐、主幹の職務	79人	18.3%	主幹 総括主幹 課長補佐 所長補佐 出張所長代理 行政専門員 消防専門員	26人 6人 47人	97人	22.5%	課長補佐級	
6級	参事、総括課長補佐の職務	18人	4.2%	参事兼室長 参事兼指導主事 参事 課長心得 学校給食センター所長 総括課長補佐 事務局長心得	3人 1人 3人 2人 1人 7人 1人				
7級	課長の職務	36人	8.3%	課長 局長兼課長 福祉事務所長兼課長 教育次長兼課長 消防長 署長 事務局長 会計管理者	26人 3人 1人 1人 1人 1人 2人 1人	36人	8.3%	課長級	
		432人	100.0%			432人	432人	100.0%	

※教育指導主事（1名）、再任用（26名）を含む